近年、地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じている。しかしながら、平成８年度以降、継続して地方交付税法第６条の３第２項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方団体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げではなく、国と地方とが折半して補填する、いわゆる折半ルールにより対処されてきた。

地方の借入金残高が約200兆円規模で高原状態となっていることは既に述べたとおりである。地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債の発行を抑制すべきである。

②　別枠加算

平成28年度の地方税収については、経済再生の進展により、リーマンショック前とほぼ同水準となることが見込まれていることから、別枠加算については、即座に廃止すべきとの議論[9]がある。しかしながら、そもそも別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できない中で設けられた措置であることを踏まえる必要がある。

平成28年度以降の取扱いについては、歳出特別枠同様、総務・財務両大臣が協議して定めるものとされている。これに基づき、地方交付税の別枠加算を含む危機対応モードから平時モードへの切替えは、経済再生に合わせて進めていくことが必要であるが、本来、こうした臨時的な措置に頼らず、地方交付税の総額を適切に確保できるよう、法定率の引上げを行うことを重ねて求めたい。

③　交付税特別会計への直接繰り入れ

国税４税[10]の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税４税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

⑶　交付税算定の改革

地方交付税制度について、財源保障機能重視から成果主義重視に転換していくべきとの議論がある。地方の歳出の大半を占める法令等により義務づけられている経費や、国の補助事業に基づく経費については、国として適切に財源保障することが不可欠である。今後とも、行政サービスの安定的な提供により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方交付税の財源保障機能は堅持すべきである。

その上で、地方が工夫可能な歳出については、後述するクラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗にあわせて地方交付税の算定を見直すことが考えられる。具体的には、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映（トップランナー方式）することや、基準財政収入額の算定についても、地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を、標準的な徴収率として反映することが挙げられる。

トップランナー方式の導入にあたっては、法令等により国が基準を定めている業務や、産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないため、対象外とすべきである。また、算定に当たっては、小規模団体では民間委託等の業務改革が実施困難であったり、効果が小さい場合も考えられる。そのような地域の実情を踏まえるとともに、地方自治体への影響等を考慮して、複数年かけて段階的に反映する等の配慮を行うことが必要である。

地域の活性化等に取り組む地方を支援するために、まち・ひと・しごと創生事業費[11]の交付税の算定において、地域経済活性化等の成果を一層反映することや、広域連携や経営資源の有効活用に取り組む地方自治体に対し、交付税による支援を行うべきである。地方創生は、実際に取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要であり、息の長い取組が求められる。その中で、まち・ひと・しごと創生事業費の交付税の算定における、地域活性化等の成果の一層の反映に当たっては、現在多くの地方自治体で策定中である地方版総合戦略の内容や、取組の成果等を勘案しながら検討することが必要である。

⑷　特別交付税の割合

特別交付税は、災害や除排雪経費等の普通交付税の算定方法では捕捉されない特別の財政需要等に対し交付されるものである[12]。

平成22年度に地方交付税法が改正され、その後の再延長がなされた結果、現行法上、特別交付税の割合は、平成28年度以降段階的に、交付税総額の６％から４％に引き下げることとされている[13]。

近年、台風・豪雪などの自然災害が多発・多様化し、災害関連経費に係る財政需要が増加しており、災害対応に万全を期す必要がある。加えて、地域偏在性の大きい、地域交通や地域医療等の地域住民の生活を守るために不可欠な経費や、人口減少を克服するための施策に意欲的に取り組む地方自治体における経費が増加している。これらの財政需要は将来にわたり、今後とも必要となる経費であることから、地方交付税における本来の特別交付税の割合を６％とすることが適当である。

２　地方創生への対応

⑴　地方創生のための一般財源総額の確保等

地方創生は、国と地方が適切に役割分担を行った上で、地方が自主的・主体的に取り組むべきものである。少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なることから、その課題の解決については、実情に応じ地域自らの創意と責任で推進されることが重要である。

地方自治体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするため、平成27年度においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画の歳出に計上されたところである。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地域が抱える構造的な課題に対して一体的に取り組むことが必要となる。現在、各地方自治体が地方版総合戦略の策定や、具体的な取組が始まりつつある。地方が抱える構造的な課題の解決には長期間を要する。このため、平成28年度以降も引き続き、偏在是正を進めること等により恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

⑵　地域活性化

地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開しており、こうした創意工夫を力強く推進すべきである。地域経済の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。

このため、地域経済の好循環拡大に向けて、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる、「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進を図ることが必要である。また、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、自治体インフラの民間開放としての「公共施設オープン・リノベーション」や、「地域経済グローバル循環創造事業」などを推進すべきである。これらの「地域経済好循環推進プロジェクト」の推進を加速させ、地方自治体のリーダーシップの下、地域で生産性の高い企業が次々と立ち上がり、所得と雇用が生み出されることにより、力強い地域経済がつくられることが期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化のみならず、地方への人の流れを創出し、地域で人が活躍する受け皿を整備することが必要である。

このため、「地域おこし協力隊」の規模拡大や「移住・交流情報ガーデン」の活用、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を通じて地方への移住・交流を推進するとともに、「連携中枢都市圏」、「定住自立圏」及び「集落ネットワーク圏」の形成を推進することにより、地域の生活・経済圏域を確保すべきである。